

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成31年3月14日（木曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時20分 散会

## 付託事件

議案第4号，議案第13号，議案第14号，議案第15号，議案第16号，議案第20号，議案第26号  
中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分，第4款中文教福祉委員会所管分，第9款及び第10款  
中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表  
債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第27号，議案第34号，議案第35号，議案第36号，議  
案第40号，議案第41号，議案第43号中第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び  
第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款  
中文教福祉委員会所管分

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 4号 水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例
- ② 議案第13号 水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第14号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第15号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第16号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第20号 水戸市総合教育研究所条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分，第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ⑧ 議案第27号 平成31年度水戸市国民健康保険会計予算
- ⑨ 議案第34号 平成31年度水戸市介護保険会計予算
- ⑩ 議案第35号 平成31年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ⑪ 議案第36号 平成31年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ⑫ 議案第40号 水戸城大手門復元整備工事請負契約の変更について

⑬ 議案第41号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について

⑭ 議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分

2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	綿引健君
委員	田中真己君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	袴塚孝雄君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議長 田口米蔵君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長兼福祉事務所	大曾根明子君	福祉事務所参事兼福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部参事兼国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター長	小林かおり君	保健所準備課長	小林秀一郎君
消防長	根本一夫君	消防次長	石川隆君
消防次長兼北消防署長	小泉直紀君	消防本部参事	鈴木豊君
消防本部参事	小川喜実君	南消防署長	大越唯行君
消防総務課長	勝村俊則君	火災予防課長	大内康弘君
消防救助課長	箕輪重美君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会事務局教育部参事	川俣智君	教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三宅修君

教育委員会  
事務局教育部  
参事兼  
幼児教育課長

鈴木 功 君

教育委員会  
事務局教育部  
参事兼内原  
中央公民館長

五上 義隆 君

総合教育研究  
所 長

萩谷 孝男 君

学校管理課長

鎮目 英俊 君

学校保健給食  
課 長

大和 敦子 君

学校施設課長

埴 敏之 君

生涯学習課長

大澤 秀樹 君

歴史文化財  
課 長

白石 嘉亮 君

中央図書館長

松本 崇 君

総合教育  
研究所副所長

小川 佐栄子 君

#### 6 事務局職員出席者

議事課長 永井 誠一 君

書記 矢吹 友鏡 君

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第4号のほか13件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、明日質疑を行い、そして、18日月曜日に御意見を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第4号ほか13件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、2月21日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明を願います。

それでは、初めに、議案第4号 水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 おはようございます。

それでは、議案書①の11ページをお開き願います。

市議会議案第4号 水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例につきまして、障害福祉課提出資料に基づき、御説明いたします。

初めに、1の制定理由でございますが、全ての障害者は、意思疎通手段についての選択の機会が確保され、情報の取得または利用のための手段の選択の拡大が図られ、障害者が日常生活や社会生活を営む上で利用する意思疎通手段に対する理解をより深めていく必要がございます。そのため、手話言語を初めとして、障害の特性に応じた意思疎通手段の理解の普及、利用できる環境の整備等を行い、利用を促進するため、本条例を制定するものでございます。

次に、2の主な制定内容につきましては、恐れ入りますが、議案書をごらんいただきたいと思います。

第1条で目的を定めております。

障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進についての基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務並びに市が総合的かつ計画的に実施すべき施策について定めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての人の意思疎通が円滑に行われ、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会を実現す

ることと規定しております。

基本理念につきましては、第3条第1項で意思疎通手段の利用の促進における相互の人格と個性の尊重、同条第2項で障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利の尊重の2点を規定しております。

責務に関する規定につきましては、第4条で市の責務を、第5条で市民の責務を、恐れ入りますが、議案書のページを返していただきまして、12ページをお開き願います。第6条で事業者の責務をそれぞれ規定しております。

施策に関する規定につきまして、第7条で障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解の普及について規定し、第8条で障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に係る環境の整備について規定をしております。

第9条で手話の普及等に係る施策として、手話が聾者が日常生活及び社会生活の中で大切に受け継いできた独自の言語であるという認識のもとに、茨城県手話言語の普及の促進に関する条例第5条の規定に基づき、茨城県と連携し、手話の普及等に関する施策を行うものと規定しております。

第10条で情報の発信等として、障害者が市政に関する情報を円滑に取得することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用して情報を発信するものと規定し、同条第2項では災害その他非常の事態が生じた場合に備え、関係機関と連携し、障害者が情報を取得するための必要な体制を整備するものと規定しております。

第11条で意思疎通支援者の養成を、第12条で事業者等に対する支援を、第13条で市職員に対する研修を行うことについて、それぞれ規定をしております。

資料の1ページにお戻りをいただきまして、3の施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

2ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高倉委員長 次に、議案第13号 水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、議案書①の31ページをお開き願います。

市議会議案第13号 水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

改正の内容につきましては、福祉総務課提出資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る保証人等に関する規定の改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、大きく4点ございますが、2ページの新旧対照表で御説明いたします。

2ページをお開き願います。

第14条において、見出しの「利率」を「保証人及び利率」に改め、第1項において、「災害援護資金の

貸付けを受けようとする者は、当該貸付けに関し保証人を立てるか否かを選択することができる」としております。これは今回の法律施行令の改正により、保証人の規定が削除され、保証人を立てるか否か、保証の範囲については市町村の判断で条例で定めることが適切であるとの通知を受けまして、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸し付けに準拠したものでございます。

次に、第2項において、これまで据え置き期間経過後の利率が年3%であったものを、今回の法律改正で年3%以内で条例で定めることとなったことから、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付率と同様に保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%に改めるものでございます。

次に、第3項において、「第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする」として、保証の範囲に関する規定を加えるものでございます。

次に、第15条において、法律施行令の開始に合わせて、償還方法に月賦償還を加え、そのほかは一部の文言の整理を行うものでございます。

付則といたしまして、施行期日は、この条例は平成31年4月1日から施行とし、第2項の経過措置として、今回の改正は施行日以後に生じた災害による貸し付けに適用し、施行日前の貸し付けについては従前の例によるとしております。

なお、3ページの参考資料には保証人、利率、償還方法に関して、法律及び施行令の改正内容にあわせまして、条例の改正内容をお示ししてございますので、お目通しをいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

**○高倉委員長** 次に、議案第14号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

**○川津保健福祉部参事兼国保年金課長** それでは、議案書①33ページをお開き願います。

市議会議案第14号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりの一環といたしまして、子どもに係る医療福祉費の支給対象の拡大を図るため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、子どもに係る医療福祉費につきまして、現在の未就学児に加え、小中学生の外来、入院及び高校生相当の18歳までの入院につきまして支給要件であります所得制限を撤廃するものでございます。

3の施行期日は、平成31年10月1日とするものでございます。

参考といたしまして、2ページ、3ページに新旧対照表を記載してございますので、御参照願います。

続きまして4ページをお願いいたします。

2月21日の文教福祉委員会におきまして資料請求のございました、改正に伴い新たに医療福祉費の対象となる人数と影響額につきまして、対象者区分ごとに記載しておりますので、ごらん願います。

今回の改正に伴いまして、新たに子ども医療福祉費の認定となる人数は小学生から高校生相当の18歳ま

での方を合わせまして4,500人と見込んでございます。

影響額は、扶助費といたしまして平成31年度は10月診療分から翌年2月診療分までの5カ月間で2,200万円、2020年度以降は1年間で5,280万円と見込んでいます。

説明は以上でございます。

**○高倉委員長** 次に、議案第15号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

**○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長** 続きまして、議案書①35ページをお開き願います。

市議会議案第15号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

説明は教育委員会事務局教育部幼児教育課提出の第15号参考資料により御説明をいたします。

1の改正理由でございますが、子育て世代の経済的負担を軽減するため、水戸市独自の取り組みといたしまして、ゼロ歳児から2歳児の保育料につきまして、全ての所得階層において保育料を減額するとともに、3歳児以上の保育料について無償とするため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)といたしまして、ゼロ歳児から2歳児の幼稚園、保育所等の特定教育・保育及び小規模保育事業、家庭的保育事業の特定地域型保育の利用者負担金につきまして現状の10階層から13階層に細分化し、各階層区分間の平準化を図るとともに全ての階層において利用者負担金の額を減額し、別表第1のとおりとするものでございます。

(2)といたしまして、家庭的保育事業につきましては、利用者負担金につきまして全ての階層で減額し、別表第2のとおりといたします。

(3)といたしまして、3歳児以上の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担金を無償といたします。

3の施行期日につきましては、平成31年10月1日からといたします。

なお、2ページには参考といたしまして、3歳未満児の利用者負担金改定の概要を、3ページから9ページには新旧対照表を添付しております。

また、最後の10ページにつきましては前回の委員会におきまして資料請求がございました3歳未満児の新旧の階層ごとの対象人数の一覧を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

説明につきましては以上でございます。

**○高倉委員長** 次に、議案第16号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

**○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長** 続きまして、議案書①39ページをお開き願います。

市議会議案第16号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

説明につきましては幼児教育課提出の議案第16号参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例における関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な内容でございますが、(1)といたしまして、家庭的保育事業の代替保育の提供につきましては、連携施設として保育所、幼稚園及び認定こども園を確保することを義務づけておりますが、代替保育に係る連携施設の確保義務を緩和し、小規模保育事業及びA型事業者などやそれらと同等の能力を有する者と連携できることを新たに規定するものでございます。

(2)といたしまして、家庭的保育事業における食事の提供につきましては、事前調理を原則としておりますが、特例として食事の外部搬入については連携施設や当該家庭的保育事業者と同一の法人など関連法人が運営する施設からの搬入を認めております。

外部搬入施設の範囲を拡大し、保育所、幼稚園、認定こども園等に食事の搬入を行っている事業者につきましても外部搬入ができる施設として加えることを新たに規定するものでございます。

(3)といたしまして、家庭的保育事業者の居宅で行われる家庭的保育事業の自園調理に関する規定の適用猶予期間を5年から10年に延長するとともに、自園調理を行うため、必要な体制を確保する努力義務につきまして規定するものです。

3の施行期日は公布の日といたします。

なお、2ページ以降につきましては新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明につきましては以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第20号 水戸市総合教育研究所条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 それでは、議案書④47ページをお開きいただきたいと思います。

市議会議案第20号 水戸市総合教育研究所条例の一部を改正する条例につきまして、総合教育研究所提出の参考資料により御説明いたします。

初めに、1、改正理由でございますが、組織体制の見直しに伴い、放課後児童対策を所管する放課後児童課が新たに設置されますことから、水戸市総合教育研究所の業務の一部について放課後児童課への移管が生じるため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2、主な改正内容につきましては、総合教育研究所の業務のうち、放課後児童対策に関するものを削除するものでございます。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものです。

2ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）中文教福祉



委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次、説明を願います。

小山参事兼福祉総務課長。

なお、特に指名しませんので、執行部のほうからは順次説明を願います。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、議案書①の61ページをお開き願います。

市議会議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算について、御説明いたします。

内容につきましては、議案書②の説明書により御説明いたします。

114, 115ページをお開き願います。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、前年度比11.3%の増でございます。

主な経費としては、丸印3番目の社会福祉経費につきましては、地域福祉医療を利用する経費などがございます。

次の民生委員経費につきましては、民生委員、児童委員の活動に対する助成や一斉改選に要する経費でございます。

ページを返していただき、116, 117ページをお開き願います。

丸印2番目のプレミアム付商品券発行経費につきましては、消費税率値上げによる低所得者及び3歳未満児の子育て世代の消費に与える影響を緩和するため、全額、国の補助を受けまして、プレミアム付商品券を発行するための経費でございます。

下から2番目の少子対策経費につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定や結婚支援に要する経費でございます。

以上でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして、2目障害福祉費につきましては、前年度比2.7%増でございます。

主な経費といたしましては、1つ目の丸の障害者福祉経費は、障害者就労支援施設や生活介護事業の委託、福祉団体への助成に要する経費でございます。

118ページ, 119ページをお開き願います。

上から4つ目の丸印の総合福祉作業施設運営経費、6つ目の丸のサン・アビリティーズ運営経費、次の丸の精神障害者社会復帰施設運営経費につきましては、指定管理に伴う施設の管理運営や委託業務に要する経費でございます。

下から4つ目の丸印の障害者自立支援給付費につきましては、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスの給付費等に要する経費でございます。

以上でございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、120ページ, 121ページをお開き願います。

3目高齢福祉費につきましては、前年度比5.8%の増となっております。

主な内容といたしまして、3つ目の丸の高齢者生活支援経費は法人後見支援事業に要する経費として、その2つ下の丸印、高齢者福祉施設経費は老人福祉センターなどの維持管理運営等の経費及び高齢者福祉施設

の開設準備等に対する補助金など、また、その2つ下の丸印、（仮称）西部老人福祉センター建設事業費は建設に係る測量、地質調査、基本・実施設計の委託料などとなっております。

以上でございます。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 同じく4目国民年金費は前年比2.2%の増でございます。

内容は、国民年金事務に要する職員給与費及び事務費でございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、5目老人ホーム費につきましては、前年比0.1%の増となっております。

主な内容としたしましては、老人ホーム運営費としたしまして、開江老人ホームの管理運営費でございます。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、6目医療福祉費は前年度比2.6%の増でございます。

内容は医療福祉費事務に要する職員給与費及び事務費並びに扶助費でございます。

増額の主な理由としたしましては、4月から新たに精神障害者手帳1級の方を重度心身障害者マル福の対象とすること及び10月から18歳までの全ての子どもに係る医療福祉費助成の所得制限を撤廃することなどによるものでございます。

ページを返していただきまして、124、125ページをお開き願います。

7目後期高齢者医療費は前年度比5.2%の増でございます。

内容は茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金、高齢者健康診査等の業務委託料、後期高齢者医療会計への繰出金などがございます。

増額の主な理由としたしましては、被保険者数の増によりまして、広域連合の保険給付費等がふえることに伴いまして、広域連合への医療費負担金がふえることなどによるものでございます。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、前年度比15%の減となっており、今回、目を整理したことによるものでございます。

主な内容としたしましては、4つ目の丸の子育て支援経費につきましては、市民センター子育て広場の事業に要する経費など、また5つ目の丸の子育て支援・多世代交流センター運営経費は「わんぱく・みと」及び「はみんぐぱく・みと」の指定管理による管理運営費に係る経費でございます。

ページを返していただきまして、126、127ページをお開きください。

5つ目の丸の障害児福祉経費は、障害児の放課後デイサービスなどの障害児通所支援事業に要する経費などとなっております。

続きまして、2目児童扶助費につきましては、目の整理により新たに設置したもので皆増となっております。

主な内容としたしましては、児童手当、児童扶養手当の支給に要する経費などとなっております。

このうち2つ目の丸の児童扶養手当経費につきましては、法改正により支給回数が3回から6回にふえることに伴う予算切りかえ時期であり、14カ月分の支給となるため、増額となっております。

以上です。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、3目保育所費につきまして御説明いたし

ます。

今回は目の整理がございまして、保育所費に新たに前年度の児童福祉総務費の保育所入所事務に要する職員給与費、保育所入所事務関係経費及び児童福祉施設整備費と前年度の児童措置費の中にありました市立保育所運営関係経費、地域型保育等関係経費を加えまして、新たに3目保育所費といたしました。平成31年度予算額につきましては、前年度の関係する予算と比較いたしまして、9.7%の増となっております。

主なものにつきましては、民間保育所や地域型保育事業に対する施設整備費、民間保育施設整備事業に関する補助金でございます。

**○小川総合教育研究所副所長** 続きまして、4目放課後児童費につきましては、前年度比22.5%の増となっております。保護者が仕事などで留守家庭となる学童に対し、放課後等に安全で健やかな生活の場を提供します放課後児童健全育成事業に要する経費等でございます。

**○大澤生涯学習課長** 続きまして、5目青少年保護育成費につきましては、対前年度比0.3%の減でございます。

主な内容につきましては、子ども会等の活動支援に要する経費、街頭補導や青少年の健全育成を図る青少年相談員及び青少年育成推進会議に要する経費、青少年の相談、指導に要する経費でございます。

**○櫻井生活福祉課長** 続きまして、132、133ページをお開きください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、前年度比5.4%の増となっております。主なものといたしましては、生活保護事務を執行する職員の給与、職員手当や事務の執行に要する経費でございます。

続きまして、2目生活保護扶助費につきましては、前年度比0.7%の減となっております。主なものといたしましては、生活保護の生活扶助、教育扶助、住宅扶助等に要する経費でございます。

**○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長** 続きまして、134、135ページをお開き願います。

4項災害救助費、1目災害救助費のうち、丸印の上から2番目の災害援護費につきましては、災害時の被災者に対する見舞金や弔慰金に要する経費でございます。

**○小林保健センター所長** 続きまして、第4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、前年度比9.7%の増でございます。

主な内容といたしましては、給与費、保健センターの運営に要する経費、市民の健康づくりを推進する経費、妊婦や乳幼児の健診や相談支援など母子保健事業の実施に要する経費、医療機関、関係団体に対する補助や医師確保対策などの地域医療関係経費などでございます。

続きまして、136、137ページをお開き願います。

2目予防費につきましては、前年度比14.8%の増でございます。内容といたしましては、風疹などの予防接種の実施に要する経費、感染症の予防に要する経費、狂犬病予防事業に要する経費でございます。

続きまして、138、139ページをお開き願います。

3目健康増進費につきましては、前年度比6.3%の増でございます。

主な内容といたしましては、健康診査やがん検診の実施に要する経費などでございます。

4目診療所費につきましては、水戸市休日夜間緊急診療所の運営に要する経費でございまして、前年度比

4%の増でございます。

○小林保健所準備課長 続きまして、140、141ページをお開きください。

5目保健所費につきましては、対前年度比は76.6%の増となっております。主な内容としたしましては、1つ目の丸の保健所準備経費につきましては、保健所開設時に必要となる消耗品の購入や検査機器及び医療機器類のリース、車両購入等に係る経費となっております。

2つ目の丸の（仮称）水戸市保健所整備事業費につきましては、施設整備に係る工事請負費等及び初度調弁の経費となっております。

3つ目の丸の（仮称）水戸市動物愛護センター整備事業費につきましては、センターの整備に係る工事請負費等及び初度調弁費の経費となっております。

説明は以上でございます。

○勝村消防総務課長 続きまして、議案書②平成31年度予算に関する説明書の192ページ、193ページをお開き願います。

第9款消防費、1項消防費、1目常備消防品につきましては、前年度比0.7%の増でございます。主な経費としたしましては、職員給与費のほか消防、救急、救助活動に要する経費や維持管理に要する経費でございます。

続きまして、194ページ、195ページをお開き願います。

2目非常備消防費につきましては、前年度比6.4%の増でございます。主な経費としたしましては、見直しをいたします消防団員報酬など消防団員の活動に要する経費や消防車、消防団詰所の維持管理に要する経費でございます。

新規事業としたしましては、消防団員が消防ポンプ車運転等に必要な免許取得補助をするものでございます。

また、3目消防施設費につきましては、前年度比62.9%の増でございます。主な経費としたしましては、消防機械力整備事業としたしまして高規格救急自動車及び城東出張所の消防車更新に要する経費、消防水利事業としたしまして、40トンの耐震性防火水槽4基分の設置工事や消火栓設置のほか消防水備の維持管理に要する経費、南消防署移転改築事業としたしまして、基本・実施設計に要する経費等でございます。

続きまして、196ページ、197ページをお開き願います。

4目水防費につきましては、前年度比3.7%の減でございます。主な経費としたしましては水防資機材の購入や船外機の更新及び水防倉庫の維持管理に要する経費でございます。

説明は以上でございます。

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 続きまして、第10款教育費について御説明いたします。

1項教育総務費、1目教育委員会費につきましては、対前年度比6.7%の増でございます。主な内容としたしましては、教育委員の報酬等に要する経費でございます。

続きまして、2目事務局費につきましては、対前年度比2.6%の増でございます。主な内容としたしましては、ページを返していただきまして、199ページの1つ目の丸、教育委員会事務局運営管理に要する

職員給与費などの人件費のほか、上から6つ目の丸、私立学校助成費につきましては、私立の小中学校及び高等学校などに対する運営費補助でございます。

その下の丸、学校保健管理費につきましては、就学児健康診断に要する経費や学校での児童、生徒のけがなどに対する給付を行うための共済加入負担金などの経費でございます。

以上でございます。

○小川総合教育研究所副所長 続きまして、3目学校教育指導費につきましては、前年度比14.8%の増となっております。主な内容といたしましては、201ページの上から2つ目の丸、水戸スタイルの教育推進経費として、きめ細やかな学習指導を行う市費の非常勤講師である学力向上サポーターの全校配置、ICT教育、芸術館と連携した芸術教育のほか新規事業であります防災リーダー育成事業など特色ある水戸の教育の推進に要する経費でございます。

○鎮目学校管理課長 続きまして、4目奨学資金管理費につきましては、前年度同額でございます。主な内容といたしましては、水戸市奨学金条例に基づき、人物、能力ともにすぐれているにもかかわらず、経済的理由により就学することが困難な高校生に対する奨学金の給付に要する経費でございます。

続きまして、5目交通遺児就学奨励資金管理費につきましては、前年度同額でございます。主な内容といたしましては、水戸市交通遺児就学奨励基金条例に基づき、小中学校に在学する交通遺児の保護者に対する就学奨励金の給付に要する経費でございます。

以上でございます。

○小川総合教育研究所副所長 続きまして、6目総合教育研究所費につきましては、前年度比1.6%の減となっております。職員給与費、施設管理運営経費のほか、教育にかかわる調査研究、教職員研修、教育相談、特別支援を要する児童、生徒の就学支援等に要する経費でございます。

○埴学校施設課長 続きまして、202、203ページをお開き願います。

2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、前年度から4.1%の増でございます。主な経費といたしましては、小学校運営管理に要する職員給与費、各小学校の運営に要する需用費、委託料などの経費でございます。

説明は以上でございます。

○鎮目学校管理課長 続きまして、204、205ページをお開き願います。

2目小学校教育振興費につきましては、前年度比1.1%の増でございます。主な内容といたしましては要保護及び準要保護児童に対する就学援助費の支給に要する経費でございます。

以上でございます。

○埴学校施設課長 続きまして、3目小学校建設費につきましては、前年度から97.7%の増でございます。主な増額理由といたしましては、ページを返していただき、206ページ、207ページの説明の欄、見川小学校校舎改築事業及び上大野小学校長寿命化改良事業を新規に計上しております。

続きまして、3項1目中中学校管理費につきましては、前年度から7.8%の増でございます。主な経費といたしましては、各中学校の運営に要する需用費、委託料などの経費でございます。

説明は以上でございます。

○鎮日学校管理課長 続きまして、2目中学校教育振興費につきましては、前年度比1.0%の増でございます。主な内容といたしましては、要保護及び準要保護生徒に対する就学援助費の支給に要する経費でございます。

以上でございます。

○埴学校施設課長 続きまして、3目中学校建設費につきましては、前年度から91.5%の減でございます。主な減額理由といたしましては、中学校空調設備整備事業及び内原中学校屋内運動場及び武道場長寿命化改良事業の完了によるものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、210ページ、211ページをお開きください。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございますが、前年度比1.5%の増でございます。主な内容といたしましては、公立の幼稚園運営に関する職員給与のほか、幼稚園の維持管理に関する光熱費、需用費などでございます。

○埴学校施設課長 続きまして、2目幼稚園建設費につきましては、前年度から83.3%の減でございます。主な減額理由といたしましては、見川幼稚園仮設園舎の設置完了によるものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、212、213ページをお開きください。

3目私立幼稚園費につきましては、前年度比10.2%の増となっております。主な内容といたしましては、私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園に対する施設型給付に要する経費でございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、5目社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、対前年度比15.3%の減でございます。主な内容といたしましては、各種生涯学習講座などに要する経費、ヒカリモの生息調査など文化財保護に要する経費、弘道館、偕楽園のブランド力向上など世界遺産登録を目指す取り組みに要する経費、水戸城周辺歴史的建造物として水戸城大手門復元整備や二の丸角櫓、土塀の整備などに要する経費、内原郷土史義勇軍資料館の管理運営に要する経費、ページを返していただきまして、214、215ページでございますが、くれふしの里古墳公園の管理に要する経費などでございます。

○松本中央図書館長 続きまして、214、215ページをお開き願います。

2目図書館費につきましては、前年度3%の減でございます。主な内容でございますが、地区館5館の指定管理委託料、学校図書館支援、主要興行に要する経費でございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、216、217ページをお開き願います。

3目博物館費につきましては、対前年度比3.9%の減でございます。主な内容といたしましては、職員5人分の給与費を初め、特別展や企画展の開催などに要する経費でございます。

○大澤生涯学習課長 続きまして、218、219ページまでとなりますが、4目青少年活動促進費につきましては、対前年度比19.6%の増でございます。主な内容につきましては、姉妹都市敦賀市との親善友好少年交換研修に要する経費やちびっ子広場、たこあげまつりなど、青少年の育成活動を助成する経費、また、放課後に子どもたちの居場所を確保し、さまざまな活動を実施する放課後子ども教室に要する経費でござ

ございます。

以上でございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、220、221ページをお開き願います。

6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、対前年度比31.1%の増でございます。主な内容としたしましては、職員5人分の給与費や施設の維持管理費を初め、埋蔵文化財魅力発信企画展の開催など埋蔵文化財の公開活用に要する経費……

○高倉委員長 ちょっとお待ちください。

今、5目の少年自然の家費が抜けています。

○大澤生涯学習課長 申しわけございません。

次に、5目少年自然の家費につきましては、220、221ページの上段までとなりますが、対前年度比4.7%の増で、主な内容につきましては、職員の給与費、運営、行事に関する経費、移動天文車経費等でございます。

大変失礼いたしました。

○白石歴史文化財課長 続きまして、220、221ページをお開き願います。

6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、対前年度比31.1%の増でございます。主な内容としたしましては、職員5人分の給与費や施設の維持管理費を初め、埋蔵文化財魅力発信企画展の開催など埋蔵文化財の公開活用に要する経費、そして、各種発掘調査に要する経費でございます。

○大澤生涯学習課長 続きまして、222、223ページの上段からでございます。

7目みと好文カレッジ費につきましては、対前年度比9.1%の増で、主な内容につきましては、職員5名分の給与費、市民を対象とした講座の開催や訪問型家庭教育支援事業などに要する経費でございます。

以上でございます。

○大和学校保健給食課長 続きまして、226ページ、227ページをお開き願います。

6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、前年度比1.8%の減でございます。主な内容でございますが、学校給食共同調理場の職員給与費及び調理業務など学校給食共同調理場の管理運営に要する経費でございます。

以上でございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、継続費の調書について御説明いたします。

議案書②の242ページ、243ページをお開きください。

第3款民生費、1項社会福祉費、(仮称)西部老人福祉センター基本・実施設計事業につきましては、平成31年度、32年度の2カ年継続事業として実施する予定でございます。総事業費は4,200万円、平成31年度の年割額は1,260万円で、総額に対する進捗率は30%を見込んでおります。

以上でございます。

○埴学校施設課長 続きまして、246ページ、247ページをお開き願います。

第10款教育費、2項小学校費、見川小学校校舎改築事業及び上大野小学校校長寿命化改良事業につきましては、工事期間が長期に及ぶことから2カ年継続事業として実施する予定でございます。

説明は以上でございます。

○小林保健センター所長 続きまして、250ページ、251ページをお開き願います。

債務負担行為の調書について御説明いたします。

3段目の医師修学資金貸与に係る債務負担（平成30年度分）につきましては、平成31年度の貸与対象者2名に係る平成31年度から平成36年度まで限度額を4,520万円として債務負担を計上するものでございます。

4段目の医師修学資金貸与に係る債務負担（平成31年度分）につきましては、平成32年度の貸与対象者2名を平成31年度中に決定する必要があることから、限度額を4,520万円、期間を平成37年度までとして、債務負担を計上するものでございます。

5段目の医療機関開設促進に係る債務負担につきましては、小児科、産婦人科、各1件の開設に係る補助の交付決定から医療機関の整備完了まで複数年かかることは見込まれることから限度額を9,000万円、期間を平成39年度までとして債務負担を計上するものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第27号 平成31年度水戸市国民健康保険会計予算について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 それでは、議案書①の71ページをお開き願います。

市議会議案第27号 平成31年度水戸市国民健康保険会計予算につきましては、第1条で歳入歳出の総額を前年度比9.2%減の233億8,700万円としております。

次ページの別表が歳入歳出予算でございます。

内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

議案書②の258、259ページ及び260ページ、261ページをごらん願います。

1款1項国民健康保険税は、現年度課税分及び滞納繰越分を合わせた国保税の収納額でございます。被保険者数の減少等によりまして、前年度比9.1%の減となっております。

4款1項1目特定健康診査等負担金は、特定健康診査等の実績に応じまして、国、県負担金分を合わせまして、県から交付される負担金で前年度比2.1%の減となっております。

ページを返していただきまして、262、263ページをお願いいたします。

4款2項1目保険給付費等交付金は、水戸市が支給いたしました被保険者の医療費に係る保険者負担分等に対しまして、県から交付される交付金でございます。被保者数の減少等による医療費の減額に伴いまして、前年度比9.5%の減でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、前年度比6.3%の減でございます。説明の欄にございます保険基盤安定繰入金は低所得者に対する国保税軽減などを公費で補填するものでございます。その他繰入金は職員給与費や事務費のほか、出産育児一時金、マル福による保険給付費への波及額の補填などの財源として、一般会計から繰り入れるものでございます。



以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出の主なものについて、御説明いたします。

268, 269ページをお開き願います。

1款1項総務管理費は、前年度比4.3%の増でございます。主な内容といたしましては、管理事務に要する職員給与費及び事務費、国保連合会への負担金でございます。

同じく2項徴税費は前年度比4.6%の減となっております。主な内容といたしましては、国保税の課税事務に要する職員給与費及び事務費でございます。

続きまして、272ページ, 273ページをお開き願います。

2款1項療養諸費は、前年度比7.9%の減となっております。主な内容といたしましては、医療機関等に支払う療養費の給付費等でございます。

ページを返していただきまして、274, 275ページをお願いいたします。

2款4項高額療養諸費は、前年度比18.9%の減となっております。被保険者が高額な医療を受け、医療費の自己負担限度額を超えた場合にその超えた額を支給するもので、平成29年度実績及び平成30年度直近の状況等及び被保険者数の減少等を踏まえ、減額となったものでございます。

ページを返していただきまして、276, 277ページをお願いいたします。

3款1項医療給付費納付金, 2項後期高齢者支援金等交付金及び、ページを返していただきまして、278, 279ページの3項介護納付金納付金は県に納付する国民健康保険事業納付金で前年度比9.4%の減となっております。

5款1項1目特定健康診査等事業費は、前年度比3.9%の減となっております。主な内容といたしましては、医療保険者に義務づけられております特定健診及び特定保健指導の委託料等でございます。

ページを返していただきまして、280, 281ページをお願いいたします。

5款2項1目保健衛生普及費は、前年度比0.4%の減となっております。主な内容といたしましては、生活習慣病予防健診助成費といたしまして人間ドック受診への補助金でございます。

284ページから291ページまでは給与費明細書を記載しておりますので、お目通し願います。

以上でございます。

**○高倉委員長** 次に、議案第34号 平成31年度水戸市介護保険会計予算について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

**○荻沼介護保険課長** それでは、議案書①に戻っていただきまして、①の95ページをお開き願います。

市議会議案第34号 平成31年度水戸市介護保険会計予算について、御説明いたします。

平成31年度の介護保険会計の総額は歳入歳出それぞれ232億2,800万円で、前年度予算に対して4.3%の増でございます。

詳細につきましては、議案書②予算に関する説明書にて御説明いたします。

②の説明書398, 399ページをお開きください。

第1款保険料, 1項介護保険料につきましては、前年度比1%の増で、65歳以上の方である第1号被保

険者7万1,512人からの納付を見込んでございます。

次に、ページ一番下の欄の第3款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。前年度比4.7%の増で、介護給付費のうち居宅給付費の20%、また、施設給付費の15%を国の法定負担分として見込むものでございます。

ページを返していただきまして、400、401ページをお願いいたします。

2項国庫補助金につきましては、前年度比5.9%の増で、1目調整交付金は保険給付費の5%相当額を、また、2目地域支援事業費交付金につきましては、介護予防事業費の25%、包括的支援・任意事業費の38.5%を国の法定負担分として見込むものでございます。

また、3目保険者機能強化推進交付金は、保険者の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために平成30年度より創設された交付金でございます。

続きまして、第4款1項支払基金交付金につきましては、前年度比4.5%の増で介護給付費及び介護予防事業費のいずれも27%を診療報酬支払基金から交付されます40歳以上65歳未満の方である第2号被保険者の負担分として見込むものでございます。

ページを返していただきまして、402、403ページをお願いいたします。

第5款県支出金、1項県負担金につきましては、前年度比4.5%の増で、介護給付費のうち居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%を県の法定負担分として見込むものでございます。

次に、2項県補助金につきましては、前年度比0.9%の増で、介護予防事業費の12.5%、包括的支援・任意事業費の19.25%を県補助として見込むものでございます。

ページ一番下の欄でございます。

第7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、前年度比3.6%の増で、次のページに続いていくんですが、介護給付費及び介護予防事業費の12.5%、包括的支援・任意事業費の19.25%を法に従い、一般会計から繰り入れるもののほか、405ページの上段の説明の丸の3つ目の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、平成27年度から予算化しております低所得者の保険料軽減のための繰入金でございます。

また、職員の人件費や一般事務費等を繰り入れるものでございます。

404、405ページでございますが、2つ目の欄、2項基金繰入金につきましては、前年度比251%の増で、増の主な理由といたしましては、平成30年度からの介護保険料額につきまして、値上げをせず、据え置きとしたことから平成31年度におきましても平成29年度までに積み立てた基金を取り崩し、補填するものでございます。

歳入の主なものにつきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

ページを2回めくっていただきまして、408、409ページをお願いいたします。

第1款総務費、1項総務管理費につきましては、前年度比4.3%の減でございます。主なものとしたしましては、介護保険課職員22人の人件費及び郵送費等の事務経費でございます。

次に、2項徴収費につきましては、前年度比7.8%の減で、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費でございます。

ページを返していただきまして、410、411ページをお願いいたします。

3項介護認定費につきましては、前年度比2.1%の増で、要介護等認定のための認定調査、主治医意見書の取得及び認定審査会の運営に係る経費でございます。

ページを返していただきまして、412、413ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、1項介護給付費につきましては、前年度比4.6%の増で、居宅における要介護被保険者に対するサービス給付費でございます。

ページを返していただきまして、414、415ページをお願いいたします。

2項予防給付費につきましては、前年度比3.0%の増で、居宅におけます要支援被保険者に対するサービス給付費でございます。

ページを返していただきまして、416、417ページでございます。

4項高額介護給付費につきましては、前年度比7.4%の増で、介護保険サービスの利用時の自己負担額が収入に応じた上限額を超えた場合に給付するものでございます。

次に、5項高額医療合算介護給付費につきましては、前年度比0.6%の増で、介護保険と医療保険のサービスの利用時の自己負担額の合計額が収入に応じた上限額を超えた場合に支給されるものでございます。

次に、6項特定入所者介護給付費につきましては、前年度比4.2%の増で、短期入所を含みます施設入所に対する食費、居住費の負担軽減のための給付でございます。

ページを返していただきまして、418、419ページをお願いいたします。

第3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援事業費につきましては、前年度比0.9%の減で、主なものといたしましては、要支援被保険者に対する訪問介護及び通所介護相当サービスのほか、ケアプラン作成に係る経費でございます。

次に、2項一般介護予防事業費につきましては、前年度比7%の増で、主なものといたしましては、元気アップ・ステップ運動教室、また、シルバーリハビリ体操教室等の介護予防事業に係る事業経費のほか、ページを返していただきまして、420ページ、421ページをお願いいたします。

最上段右側でございます一般介護予防評価経費といたしまして、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた基礎的データを取得するために、これまでも実施してまいりました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に要する経費でございます。

次に、3項包括的支援・任意事業費につきましては、前年度比1.8%の増で、1目包括的支援事業費といたしまして地域包括支援センターの運営経費のほか、日常生活におけます生活支援サービスの担い手育成や認知症に対する早期の支援体制の構築を図るものでございます。

ページを返していただきまして、422、423ページをお願いいたします。

2目任意事業費としましては、在宅見守り安心システム、家族介護支援、介護給付費適正化等の事業に要する経費でございます。

歳出の主なものにつきましては以上でございます。

また、426ページから433ページにかけては給与明細書となっておりますので御参照願います。

説明は以上で終わります。

○高倉委員長 次に、議案第35号 平成31年度水戸市介護サービス事業会計予算について、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 市議会議案第35号 平成31年度水戸市介護サービス事業会計予算について、御説明いたします。

議案書①の99ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出の総額はそれぞれ3,940万円で、前年度比18.8%の減でございます。

100ページの別表は歳入歳出の予算でございます。

主な減額の理由といたしまして介護予防・日常生活支援総合事業の利用者の増加に伴いまして、介護サービス事業会計におきますケアプラン作成等に係る経費が減となったものでございます。

詳細につきましては議案書②予算に関する説明書の435ページ以降を後ほど御参照ください。お願いいたします。

○高倉委員長 次に、議案第36号 平成31年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 それでは、議案書①の101ページをお開き願います。

市議会議案第36号 平成31年度水戸市後期高齢者医療会計予算につきましては、第1条で歳入歳出の総額を前年度比1.7%増の34億900万円としております。

次ページの別表は歳入歳出の予算でございます。

内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入について、主なものを御説明いたします。

議案書②の448、449ページをお開き願います。

1款1項後期高齢者医療保険料は、年金からの特別徴収及び普通徴収を合わせた保険料の徴収額で前年度比2.2%の増でございます。

3款1項一般会計繰入金は、前年度比0.5%の減でございます。後期高齢者医療に関する事務費及び低所得者に対する保険料の軽減分に対する一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

454ページ、455ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、前年度比2.7%の増となっております。内容といたしましては、職員給与及び事務費でございます。

ページを返していただきまして、456、457ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比1.7%の増でございます。主な内容といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び低所得者に対する保険料の軽減分を補填するための保険基盤安定納付金でございます。

458ページから465ページに給与費明細書を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第40号 水戸城大手門復元整備工事請負契約の変更について、執行部から説明願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 それでは、議案書⑨の3ページをお開き願います。

市議会議案第40号 水戸城大手門復元整備工事請負契約の変更について、御説明いたします。

平成29年3月23日に議決されました市議会議案第31号 水戸城大手門復元整備工事請負契約の締結についての契約金額中、4億6,116万円を、4億7,731万6,800円に改めるものでございます。

参考といたしまして、契約の相手方と増額金額を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明につきましては参考資料により御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、歴史文化財課提出の議案第40号参考資料をごらんいただきたいと思います。

1の工事名から6の契約の相手方につきましては工事概要を記載しております。

次に7の変更理由でございますが、のり面部分の掘削作業中に新たな埋蔵文化財が発見されたことに伴う発掘調査や落雷による建物火災の防止のための避雷針設置や樹木伐採等の追加工事を実施するため、水戸城大手門復元整備工事請負契約のうち、請負金額と工期を変更するものでございます。

8の変更契約金額は、1,615万6,800円増額の4億7,731万6,800円でございます。

9の変更工期は、工期を21日間延長し、平成29年3月24日から平成31年9月30日までとするものでございます。

次に、添付資料でございますが、2ページには水戸城大手門の建設予定地、3ページには発掘調査の範囲、4ページには避雷針設置の工事箇所、5ページには追加したかけかえ後の赤線で示した仮設通路の図面、6ページには樹木の伐採工事の箇所を赤丸で示した図面を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第41号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について、執行部から説明願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 それでは、議案書⑨の5ページをお開き願います。

市議会議案第41号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について、御説明いたします。

平成30年3月22日に議決されました市議会議案第33号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の締結についての契約金額中、6億2,078万4,000円を6億2,245万8,000円に改めるものでございます。

参考といたしまして、契約の相手方と増額金額を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

内容につきましては、参考資料により御説明させていただきます。

恐れ入りますが、歴史文化財課提出の議案第41号参考資料をごらんいただきたいと思います。

1の工事名から5の契約の相手方につきましては、工事概要を記載しております。

次に、6の変更理由でございますが、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、国の特例措置に準じて労務費を変更するものでございます。

7の変更契約金額は、当初の6億2,078万4,000円を167万4,000円増額し、6億2,245万8,000円に改めるものでございます。

なお、添付資料、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の特例措置の適用につきましては後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

**○高倉委員長** 次に、議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次、説明を願います。

小山参事兼福祉総務課長。

**○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長** それでは、議案書⑨の9ページをお開き願います。

市議会議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

内容につきましては議案書⑩の説明書より御説明いたします。

⑩の説明書16、17ページをお開き願います。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のプレミアム付商品券発行経費につきましては、消費税率値上げによる低所得者及び3歳児未満の子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、全額国の補助を受けましてプレミアム付商品券の発行に向けまして、対象者を抽出するためのシステム構築に要する経費でございます。

以上でございます。

**○小川総合教育研究所副所長** 続きまして、同じく第3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費につきましては、開放学級専用棟建設の事業費確定に伴いまして、財源補償を行うものでございます。

以上です。

**○小林保健所準備課長** 続きまして、18、19ページをお開きください。

第4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健所費につきましては、（仮称）水戸市保健所整備事業につきまして工事請負契約等の契約の決定等により事業費を減額するものでございます。

以上でございます。

**○鎮目学校管理課長** 続きまして、24、25ページをお開き願います。

第10款教育費、1項教育総務費、5目交通遺児就学奨励資金管理費につきましては、交通遺児就学奨励基金に対して5万円の寄附がございましたので、基金への積立金として増額補正をするものでございます。

また、学校管理課提出の議案第43号参考資料をごらん願います。

寄附につきましては、市内在住の個人の方から交通遺児のために役立てていただきたいとの申し出により御寄附いただいたものでございます。

以上でございます。

○**埜学校施設課長** 続きまして、2項小学校費、3目小学校建設費及びページを返していただきまして、3項中学校費、3目中学校建設費、4項幼稚園費、2目幼稚園建設費につきましては、事業費の確定に伴いまして、おのおの減額補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○**白石歴史文化財課長** 次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、水戸城周辺歴史的建造物整備事業の大手門復元整備に係る工事の進捗に伴い、減額補正を行うものでございます。

○**小林保健所準備課長** 続きまして、議案書⑩、30、31ページをお開きください。

継続費補正について御説明いたします。

第4款衛生費、1項保健衛生費、(仮称)水戸市保健所整備事業につきましては、工事請負契約等の契約額の決定により全体額を減額し、補正するものでございます。

以上でございます。

○**埜学校施設課長** 続きまして、34、35ページをお開きください。

第10款教育費、2項小学校費、3目小学校建設費につきましては、吉田小学校長寿命化改良事業の事業費の確定に伴いまして、年割額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○**白石歴史文化財課長** 続きまして、36、37ページをお開き願います。

5項社会教育費、水戸城大手門復元整備事業につきましては、総事業費に変更がございませんが、事業の進捗状況にあわせまして、年割額の変更と財源調整を行うものでございます。

次に、同じく水戸城二の丸角櫓・土塀整備事業につきましては、総事業費に変更はございませんが、事業の進捗にあわせまして、年割額の変更を行うものでございます。

以上でございます。

○**高倉委員長** 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時20分 散会